

整理番号

受領印

換価の猶予申請書

四街道市長 様

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所 (所在地)	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 電話番号 043(421)2111 携帯電話 043(421)2111			申請年月日	令和2年6月1日	
	氏名 (名称)	四街道市税株式会社			市整理欄	通信日付印	
	個人番号 (法人番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			申請書番号	処理年月日	
納付すべき市税	年度	税目	納期限	本税	延滞金	滞納処分費	備考
	R2	固定資産税 都市計画税	R2・4・30	円 120,000	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・		円	円	
			・				
			・				
納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額				120,000	0	0	
一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	別紙参照 ＜一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細の記入例＞						
納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額	
	令和2年6月30日	10,000 円	令和2年10月31日	10,000 円	令和2年10月31日	10,000 円	最終回は「+延滞金」と記入します。
	令和2年7月31日	10,000 円	令和2年11月30日	10,000 円	令和2年11月30日	10,000 円	
	令和2年8月31日	10,000 円	令和3年4月30日	10,000 円	令和3年4月30日	10,000 円	
	令和2年9月30日	10,000 円	令和3年5月31日	10,000 円	令和3年5月31日	10,000 円	+ 延滞金
猶予期間	令和2年6月1日 から 令和3年5月31日 まで 12月間						
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情		例: 猶予を受けようとする金額が100万円を超えないため (※別紙＜担保等について＞を参照してください)			

別紙＜申請書類について＞を参照のうえ、添付する書類に☑を入れてください。

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

<一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細の記入例>

【例1】

〇〇〇株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入先である●●●株式会社への支払も遅れがちである。

〇〇〇株式会社からの入金全て市税の納付に充てた場合には、●●●株式会社に対する支払ができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。

【例2】

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであった〇〇〇株式会社の事業縮小のため、〇〇〇株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。

〇〇〇株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

<猶予期間について>

猶予期間の開始日は、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前に申請をする場合は、その市税の法定納期限の翌日とします。

猶予期間の最終日は、納付計画上の最終回の納付年月日です。

<担保等について>

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」にチェック(☑)を入れます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「無」にチェック(☑)を入れます。

① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含む)が100万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情(地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産(※)がないなど)がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他の有価証券で四街道市長が確実に認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等(「建物等」とは次に掲げるものをいう)
 - (ア) 建物
 - (イ) 立木
 - (ウ) 登記される船舶
 - (エ) 登録を受けた航空機
 - (オ) 登録を受けた自動車
 - (カ) 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 四街道市長が確実に認める保証人の保証

<申請書類について>

◎ **換価の猶予**を申請する場合は、次の書類を提出してください。

猶予を受けようとする金額	
100万円以下の場合(※1)	100万円を超える場合(※1)
<ul style="list-style-type: none">・ 換価の猶予申請書・ 財産収支状況書	<ul style="list-style-type: none">・ 換価の猶予申請書・ 財産目録・ 収支の明細書・ 担保関係書類(※2)

※1 未確定の延滞金は含みません。

※2 担保を提供する必要がある場合は、担保提供書や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳細は申請先の担当課までお問合せください。
なお、担保を提供する必要がない場合には提出不要です。